

公 表 日
平成 年 月 日

随意契約結果及び契約の内容

業務の名称	平成31年度東九州道（志布志～鹿屋）外事業監理業務
業務概要	別紙のとおり
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大隅河川国道事務所長 吉柳 岳志 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1
契約年月日	平成31年 4月 1日
契約業者名	(株) 千代田コンサルタント
契約業者の住所	鹿児島県鹿児島市西田2-28-8
契 約 金 額	60,280,000円 (税込み)
予 定 価 格	60,302,000円 (税込み)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり (※随意契約理由書を添付すること。)
業 務 場 所	鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1 (大隅河川国道事務所)
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
履行期間 (自)	平成31年 4月 1日
履行期間 (至)	平成32年 3月31日
備考	入札情報サービス (P P I) (http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Gyomu/Keika/Search.aspx) にアクセスし、発注機関及び業務名を入力して検索することにより、契約過程に関する情報を閲覧可能である。

契約理由書

1. 業務件名 平成31年度東九州道（志布志～鹿屋）外事業監理業務
2. 履行場所 鹿児島県鹿屋市、志布志市、曾於郡大崎町
3. 契約の相手方 住 所：鹿児島市西田2丁目28-8第11川北ビル
会社名：株式会社千代田コンサルタント鹿児島支店
電 話：099-250-5667
4. 契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第三号

5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由

1) 当該業務の目的

本業務は、東九州自動車道（志布志～鹿屋）及び国道220号日南・志布志道路（夏井～志布志）の効率的かつ確実な事業推進を図るため、測量・調査・設計業務委託等に対する指導・調整等、地元調整及び関係行政機関等に関する調整等及び各事業全体の事業監理を行う業務である。

2) 業務の内容

- | | |
|----------------------------|----|
| 1. 事業監理業務 | 1式 |
| 1) 測量・調査・設計業務委託等に対する指導・調整等 | 1式 |
| 2) 地元調整及び関係行政機関等に関する調整等 | 1式 |
| 3) 各事業全体の事業監理 | 1式 |

3) 契約に付する理由

本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、提案のあった内容を総合的に評価し、契約相手方を特定するプロポーザル方式である。

参加可能業者が最低20者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募したところ、申請期間内に電子入札システムを通じ業務説明書を17者が入手（ダウンロード）し、1者から参加表明書及び技術提案書が提出され、1者が参加資格を有していた。

建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及びプロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続きにより技術提案書を審査した結果、契約の相手方は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の資格及び実績等、配置予定技術者の成績及び表彰、実施方針及び評価テーマに係る技術力を備えていると判断された。

特に「実施方針」は最も優れた評価であり、「実施体制」における円滑な情報伝達や担当技術者へのフォロー方法が記載されていること、及び特定テーマの「高規格道路の開通に向けた事業監理（予算管理、工事進捗管理、関係機関協議、調査・設計業務との指導調整等）を発注者と一体となって実施するための手法や効果的かつ確実な監理を実施していくうえでの留意点について」に対する技術提案について目的達成に有効な提案があり、その提案内容を裏付ける業務実績が明示され、また事業管理における問題点及び解決方法について、最も優れた提案が行われていたものである。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第三号により、上記業者と契約を締結するものである。

(契約理由書作成者)

大隅河川国道事務所 工務第二課長